春秋会２０２６年度　第５回幹事会

日時：８月２１日（金）正午～１３時

場所：大阪弁護士会館９０４号室＋Zoom ミーティング

≪議事の内容（予定）≫

１【決議】定時総会（９月総会）（９月２９日（火）１８時～）の議題について
　（１）２０２５年度決算承認
２【決議】会友となることの承認　腰田　将也先生（６９期）
３　新入会員の報告
４　会費免除承認の報告
５　大弁会務報告
６　各種委員会からの活動報告／選考、政策、広報、研修、親睦、若手会
７　執行部から春秋総会出席のお願い
　日程：９月総会　９月２９日(火)、１２月総会　１２月２１日（月）
　　３月総会　３月２５日(木)
　　いずれも午後６時～
　場所：大阪弁護士会館（予定）

春秋会幹事会報告〔８月２１日〕

副会長　中　森　俊　久

第１　会長声明・談話

７月２２日「刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立を受け、適切な運用と更なる制度改正を求める会長声明」

第２　ホットな話題（求意見）

運動会の存続

顕彰会員の会費免除

第４　そのほか課題

１　当番・国選弁護制度の維持（５％負担金の廃止へ向けた動き）★常議員会
２　特定公益活動について
３　会務活動の一部有償化への動き
４　５つの特別会計の廃止へ向けた動き　★意見照会
５　会財政の健全化　★会財政ＰＴからの報告書
６　弁護士へのサポートについて
７　弁護士の雇用契約書・業務委託契約書の作成
８　女性弁護士と男性弁護士の収入格差の解消に向けた動き
９　専門性の習得・周知に向けた動き
１０　設備・清掃・営繕・警備・受付にかかる契約ないし長期修繕　★会館
１１　委員会活動の周知、実績の書籍化
１２　裁判のＩＴ化への対応　★周知に向けた動き

第５　この間の企画と今後の企画等

１　７月２７日　「赤根智子所長に聞いてみよう　国際刑事裁判所ってどんなところ？」（中之島公会堂　大集会室）
２　８月１日　高校生模擬裁判選手権
３　８月２０日～２６日　子どものためのＬＩＮＥ無料相談
４　８月２８日　旧統一教会に対する債権申出のための１１０番
５　９月１日　ランチタイムコンサート（正午～１２時５０分）
６　９月５日　日弁連人権大会プレシンポジウム「ケア労働とジェンダー」
７　１１月１４日　おおさか人権フェスタ

【顕彰会員の件】

★現在の規則

大阪弁護士会顕彰規則

第２条　本会は、弁護士、裁判官又は検察官にあった期間が通算して５０年以上又は年齢満７７歳以上であって、かつ、２０年以上本会の会員である者を優遇する。

第３条　表彰は記念品を贈呈し、優遇は会費を徴収しない方法によって行う。

★経過

当会は、弁護士、裁判官又は検察官にあった期間が通算して５０年以上又は年齢満８０歳以上であって、当会会員たること２５年以上である者について会費を徴収しないこととしていた（大阪弁護士会顕彰規則第２条）ようですが、これを２００９年（平成２１年）１月２９日付にて常議員会に決議請求し（上野勝会長、荒鹿哲一常議員会議長)、死亡弔慰金、退会給与金の贈呈額の減額化とともに、顕彰規則を現状に改正をしています。

第１６９号議案　福利厚生事業運営規則（規則第１９５号）中一部改正の件

第１７０号議案　大阪弁護士会顕彰規則（規則第１５号）中一部改正の件

以下は、決議請求書内の提案理由の抜粋です。

〇当会の一般会計を財源として、死亡弔慰金、傷病見舞金、退会給与金を一律１０万円とし、平成２０年３月３１日までに当会に登録し、厚生特別会費を納付している会員については厚生特別会計引当金を財源として、一定額の上乗せ贈呈（平成２０年３月３１日時点における当会登録年数が１０年未満の会員の上乗せ贈呈は５万円、１０年以上２０年未満の上乗せ贈呈は１０万円、２０年以上３０年未満の上乗せ贈呈は１５万円、３０年以上の上乗せ贈呈は２０万円）するよう、基準を見直す。

〇高齢会員に対する優遇制度の見直しをはかって、各種贈呈金の受給要件や、会費免除到達年齢を日弁連基準と統一化するなどして高齢会員の負担を減少させるべきである。

〇高齢会員の優遇（会費免除）措置到達年齢を８０歳から７７歳に引き下げる改正をするのが妥当であり、これに併せて、「老齢」を理由とする現役引退の場合にも退会給与金を贈呈するのが相当である。従って、当会の福利厚生事業運営規則７条の退会事由に「老齢」も付加することとして日弁連との統一をはかるべきである。

〇高齢会員への会費優遇措置の差異について、当会は、弁護士、裁判官又は検察官にあった期間が通算して５０年以上又は年齢満８０歳以上であって、当会会員たること

２５年以上である者について会費を徴収しないこととしている（大阪弁護士会顕彰規則第２条)。一方、日弁連は、①弁護士登録の期間が通算して５０年以上であるとき、または、②満７７歳に達し、かつ、弁護士登録の期間が通算して２０年以上であるときに会費及び特別会費の全部を免除することとしている（日本弁護士連合会会則第９５条の４)。

かかる差異は、そもそも制度が異なることからくる差異のようであり、弁護士登録年数を基準とする日弁連と、福利施策としてその在会年数を基準にする当会とは取扱に差異が出るのはやむをえないところである。

しかしながら、東京三会、愛知県弁護士会の規定も調査したところ、在会年数要件は異なるものの、会費免除到達年齢の基準は日弁連規定に準ずる内容であり、統一を行った方が会員にとってわかりやすいし、財政上の問題がないのであれば当会だけ特殊な制度を維持する積極的理由もない。

具体的な改善策として、当会規定については、会費の免除は顕彰規定における優遇措置であることから、５０年以上という期間は、弁護士、裁判官又は検察官にあった期間となっている。

かかる顕彰の趣旨自体については変更する必要性は現状ないと思われるため、会費免除到達年齢を、現状の年齢満８０歳以上とあるのを満７７歳に、当会会員たる期間２５年を２０年に要件緩和することが妥当である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立を受け、適切な運用と更なる制度改正を求める会長声明

２０２６年（令和８年）７月１７日、刑事再審手続に関する「刑事訴訟法の一部を改正する法律」（以下「本改正法」という。）が参議院本会議で可決され、成立した。

再審制度は、誤判によって処罰された人の生命、自由及び尊厳を回復するための最後の救済手段である。本改正法は、１９４８年（昭和２３年）の現行刑事訴訟法制定以来、初めて再審請求手続を本格的に改正するものであり、当会は、長年にわたり再審法改正を求め続けてきたえん罪被害者とそのご家族、支援者、市民、研究者、法曹関係者及び国会議員をはじめ、改正の実現に尽力された全ての方々に、心から敬意を表する。

本改正法には、再審請求手続の進行について一定の規律を設けたこと、確定判決等に関与した裁判官の除斥を定めたこと、一定の要件の下で裁判所に検察官に対する証拠提出命令を義務付けたこと、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを原則として禁止したことなど、これまで当会が求めてきた方向に沿う部分があり、再審制度を前進させる意義を有する。

しかしながら、本改正法は、えん罪被害者を適正かつ迅速に救済する制度として、なお重大な問題を残している。

第一に、証拠提出命令は、その対象が「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」のうち、裁判所が必要かつ相当と認めたものに限定されている。再審事件では、請求人側が存在を知らなかった捜査機関が保管する証拠の開示によって、初めて確定判決の誤りが明らかになることが少なくないことからすれば、証拠開示の範囲を、請求人があらかじめ主張した再審の請求の理由に関連するものとして限定することは、十分な証拠が開示されず、無辜の救済を実現できないおそれがある。

第二に、検察官から提出された証拠の複製について目的外使用を広く禁止し、違反に罰則を設けたことは、正当な弁護活動を萎縮させるおそれがある。再審事件では、専門家、支援者及び報道機関による検証や情報発信が、新たな証拠の発見と救済に重要な役割を果たしてきた。関係者の名誉やプライバシーへの配慮は、当然に必要であるものの、弊害の有無や程度を問わない一律の規制は過度であり、正当な弁護活動及び国民の知る権利を不当に制約する運用があってはならない。

第三に、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては、「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」がある場合には例外的に認められる。しかし、裁判所が「十分な根拠」があるか否かの事前審査を厳格に行わず、同要件が検察官の行為規範にとどまるのであれば、不服申立ての原則禁止は形骸化し、救済の長期化が繰り返されるお

それがある。再審開始決定は、無罪を確定するものではなく、公開の再審公判を開始するにすぎない。検察官は再審公判で主張立証を尽くすことができるのであり、不服申立ては極めて抑制的に行われなければならない。

さらに、本改正法には、再審請求段階における国選弁護制度や、検察官が保管する全証拠を対象とした証拠一覧表の作成及び提出を命じる制度が設けられていないことなど、実効的な救済に不可欠な制度が盛り込まれていない。

なお、本改正法の附則では、政府は5年ごとに本改正法の施行状況等を勘案し、証拠の目的外使用の禁止に関する制度や検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度を含む再審制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることが定められた。当会は、この見直しが形式的なものにとどまることなく、本改正法の運用状況を継続的かつ具体的に検証し、上記の課題を踏まえた制度改善につながるよう強く求める。

今後は、本改正法をえん罪被害者の救済という本来の目的に即して運用することが何よりも重要である。当会は、裁判所が従来の証拠開示勧告を積極的に行い、検察官が命令の有無にかかわらず任意の証拠提出・開示を幅広く行うこと、証拠提出命令における関連性が不当に狭く解釈されないこと、目的外使用禁止規定が正当な弁護活動及び国民の知る権利を損なわないよう限定的に運用されること、並びに検察官が再審開始決定に対する不服申立てを厳に自制することを強く求める。

大阪府下の全ての地方議会は、再審法改正を求める意見書を採択した。当会は、この大阪から示された市民の強い意思を受け止め、個々の再審事件における弁護実践と改正法の運用状況の検証に取り組むとともに、証拠開示の拡充、検察官による再審開始決定に対する不服申立ての全面禁止、目的外使用禁止規定の見直し、国選弁護制度の創設その他の必要な再改正を求め、再審制度がえん罪被害者救済の最後の砦として十分かつ確実に機能するまで、引き続き全力を尽くす決意である。

2026年（令和8年）7月22日

大阪弁護士会

会長　中　井　洋　恵

２０２６年8月２１日

２０２７年度大阪弁護士会

副会長推薦候補者の書面投票結果のご報告

春秋会　会員　各位

選考委員長　　高　江　　俊　　名

副会長候補者推薦について下記のとおり決定しました。

第３回選考委員会兼２０２７年度大阪弁護士会副会長推薦候補者から意見を聞く会（２０２６年（令和８年）７月１６日）において、立候補のあった副会長推薦候補者中西基会員のお話をお聞きした上で、選考委員会として選考委員会規則第１２条１項により、投票で推薦を決することとしました。

同年７月２７日から同年８月７日までを推薦の可否に関する書面投票期間とし、８月１０日正午から選考委員会委員長高江俊名の所属事務所にて、同副委員長西念京祐、横瀬大輝、北本純子、米田直人、春秋会嘱託弁護士村本健司の立ち会いのもと、書面投票の開票を行いました。

開票結果は次のとおりです。

１、書面投票有資格者総数　５７名

２、書面投票総数　　４７通

３、有効書面投票総数　　４７通

４、開票結果

上記投票の結果、選考委員会規則第１２条１項に基づき、過半数の選考委員から、中西基会員を大阪弁護士会副会長の推薦候補者として選考することを可とするとの投票結果が得られました。

（選考方法）

第 12 条

大阪弁護士会会長の推薦候補者の選考は、投票期間を定めた上で、単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得票した者を選考する。

（略）

5　大阪弁護士会副会長の推薦候補者として 1 名を選考する場合の選考は、前 4 項の方法による。

つきましては、本年１２月２１日に開催を予定しております春秋会１２月総会におきまして、中西基会員を次年度の大阪弁護士会副会長に推薦することの決議を求めることといたします。

以　　上

２０２６（令和８）年度　春秋会政策委員会　第３回
日時：　2026.8.4　12:15～13:00
場所：　zoom＋北大阪総合法律事務所
出席：　飯島、黒田、上田、林、南、谷口、中西

＜報告事項＞
・第１回政策シンポの報告原稿

＜審議事項＞
１．第２回企画
（テーマ）　超高齢社会における弁護士の役割
（趣旨）
成年後見制度の施行（2000 年 4 月）から 26 年が経過した。
2026 年 6 月に大改正（施行は 2028 年秋頃）。
超高齢社会において、これまで成年後見制度とそれに携わる弁護士が果たしてきた役割を振り返るとともに、現行の成年後見制度における課題を確認する。そのうえで、今後の新たな成年後見制度のもとでの高齢者（障がい者）の権利擁護や支援のあり方と、弁護士の役割について考える。
（内容）
①　成年後見制度が果たしてきた役割
権利擁護、特に身寄りのない高齢者にとっては重要な役割を果たしてきた。
議論の前提として、超高齢社会の状況、身寄りのない高齢者の実情
②　弁護士が果たしてきた役割
大阪では、ひまわりが全国的にも先進的な活動を積み重ねてきた。大阪家裁と三士会の緊密な連携でいまの大阪の権利擁護モデルが構築されている。
法的な課題があるケース、虐待ケース、複雑または高額な財産の管理
③　課題
成年後見制度の課題
能力制限、本人意思の軽視
後見人による横領
後見開始判断の客観性・公正性（医師の診断書の適正性）
弁護士にとっての課題
担い手不足　※名簿登録要件が厳格にすぎる？
不正とその対策
適正な報酬（しんどいのにペイしない？）
④　新制度のもとで弁護士に求められる役割は何か
新しい成年後見制度の概要

社会全体として高齢者（障がい者）の支援の全体像イメージ
隣接する制度（任意後見、財産管理契約、家族信託、高齢者等終身サポート）
高齢者等終身サポート事業のあり方（現状、課題、方向性）
金融機関による遺言信託商品（＋資産運用への誘導）

（留意点）
新法・新制度についての単なる研修企画にはしない。
弁護士業務との関係で議論したい。若手弁護士に魅力が感じられるようにしたい。
後見制度だけでない隣接制度も含めて。
結論・提言に至らなくても、論点整理だけでもよい。

（時期）　１１月～１２月　（８～９月には日時確定、９～１０月にはチラシ確定）

（場所）　弁護士会館

（登壇者）　弁護士　：青木先生？、高江先生？、薬袋先生？
他士業？　：社福士？
行政関係者？　：だれ？
研究者？　：だれ？

＜本日の政策委員会でのご意見＞
・７％負担金　→　会財政の面からは不可欠。廃止につながるような議論はしない。
・後見事件の魅力、大変そうなイメージ・・・、希望を持てるような話がよい。
・日本以外の国における後見制度（北欧、アメリカ）　研究者に報告していただく？
・10 月末・女性士業の会「成年後見法の改正」（松尾さん）、実務に役立つという視点
・高齢者等終身サポート事業の実状と課題
・障がいがある方へのサポートは？
・高齢者虐待、救済制度は？
・後見人候補者名簿　実務経験３年以上の縛り
・業務としてどこが大変なのか、どのようなサポートが必要か
・本人以外の親族との対応も大変
・最近、マスコミで後見制度が批判されている（後見の杜？）
・資産と身寄りのある高齢者と、それらがない高齢者とは、別のスキーム？

→　上記の企画案について青木先生、高江先生、松尾先生に相談する。（中西）

次回以降の日程　１０／５（月）、１１／２（月）、１２／２（水）

広報委員会活動報告８月

１　委員会開催

令和８年８月 10 日　18 時 30 分～、梅ヶ枝中央法律事務所

２　今後の委員会日程（確認）

● 毎月１０日、休日の場合は翌営業日
　９月１０日（木）、１０月１３日（火）、１１月１０日（火）、
１２月１０日（木）、１月１２日（火）、２月１０日（水）、
　３月１０日（水）

３　ニュースレター（確認）

９月発行号　　永田さん、１１月発行号　　神澤さん
１月発行号　　山崎さん、３月発行号　　亀岡さん
９月発行号、準備
ア　執行部だより
イ　研修：ＡＩ研修(7/9)
ウ　若手：バーベキュー(8/4)
エ　親睦：サマーフェス(8/28)

３　会報１１５号（秋号）について

● ８月２９日（土）～３０日（日）で決定。
● 記事
ア　巻頭言写真以外は済
イ　副会長報告
ウ　４０年
エ　１０年
オ　新人紹介
カ　特集１　６月２９日のシンポ
キ　特集２　取材旅行記事
ク　会員名簿
ケ　編集後記

４　検討事項

(1) ゆるゆるゴルフの日程、10/17、京阪ゴルフクラブ、9：00 スタート

以上

2026 年度第 5 回親睦委員会

開催日時：令和 8 年 8 月 7 日（金）18 時 00 分～
会場：梅ヶ枝中央法律事務所 3 階大会議室・Zoom 接続によるハイブリッド開催
参加者：上杉、富井、徳山、田村、奥津、浦、鈴木、松田、木村（敬称略、順不同）

第１　サマーフェス
　１　日時
　・日付：８月２８日（金）
　・開始時間：１９時００分～（受付開始時間：１８時３０分）
　　※　親睦委員の協力者は１７時００分集合
　・会場：鳥よし　本店
　・会費：６５期以上　　８０００円
　　６６期～７２期　５０００円
　　７３期～７８期　３０００円
　　事務局・修習生　３０００円
　２　決定事項
　・会場調整：徳山先生
　・参加者（名簿）把握調整関係：徳山先生
　・司会：松田先生・中村先生
　・座席割付：浦先生
　・チラシ：作成済
　・タイムテーブル管理：上杉先生が出演のため、奥津先生に変更。
　　⇒　ゼネラルコンダクター：奥津先生は集計や司会との連携を図りつつ全体の進行を管理。
　・写真撮影：可能な範囲で他の委員会の人に依頼予定
　　委員会からは木村＋が撮影（適宜、全体の雰囲気と重要なポイント撮影）
　　パフォーマンスは固定で動画撮影（カメラ２台調達＋スタンド購入）
　・音響＋採点集計係：横瀬先生＋
　・報告記事：田中先生
　・景品購入係：壇上参加者優勝者＆審査員用（優勝者１品＋審査員用１０品確保済）
　【審査員用景品一覧】
　　モバイルスピーカー
　　ハンディファン
　　おつまみセット
　　紅茶
　　バスボム

スマートウォッチ
高級ぶどうジュース（アランミリア 赤ぶどうジュース）
爪切り
消臭スプレー（ＮＩＯＣＡＮ）
燻製器

3　要決定事項

・受付：当日参加の委員から委員長が指名
・領収書・釣銭準備： 再度委員会にて検討の上で決定
・メーリスでの周知：
出演者側から告知　ペアチームはいずれか１人
来週１回周知、再来週前半１回周知、再来週の最後に１回周知
・音楽祭実施要領
採点方法については引き続き議論を図る
執行部や他に盛り上がりそうな参加者をできるだけ募る
更衣室１室借りる、プロジェクター１台調達
看板を設置する
費用は現金払いで準備
飾り付けは後日検討する

第２　その他企画

1　地引網

・開催予定日時は９月 26 日（土）11 時 30 分～にて決定
・岡田浦漁協（地引網＆海鮮 BBQ＆漁師料理）に依頼
・一人当たりの金額は以下のとおりで、会員各位の参加費についても以下で確定
【支払額】（税抜）
大人　　6930 円
中高生　6380 円
小学生　4400 円
３～５歳 1750 円
【今年度参加費】/１人
中学生以上：5000 円
小学生　　：2500 円
未就学児　：0 円

・飲み放題を付けるとかなり割高（一人当たり+1980 円）になるため親睦委員にて飲み物を別途持参予定
・肉も欲しいのでこちらも若干量（一人２００ｇ程度？）を別途準備予定

・お肉、お酒、ソフトドリンクを持参
・その場で食べる形式で依頼
・先行してメールで告知
　順次周知を図る
　飲み物食べ物の購入等の調整事項については次回の会議までに詰める

2　新人歓迎旅行
行き先：鹿児島県
旅程：11/28（土）～11/29（日）
※旅程詳細と各参加者の参加費については追って確定
　現在の予定
　　１日目　９時伊丹　１１時半　鹿児島空港
　　バスで指宿温泉　砂の蒸し風呂、焼酎の工場見学等
　　２日目　観光　　１９時頃鹿児島発
　具体的に決定次第、周知
　参加費については補助が出る範囲を前提に、以下の金額を予定。
【参加費】
　基本参加費：１０万円
　７５期～７７期：７万円
　（登録２～４年目は補助金３万円）
　新人：無料

3　当選祝賀会＆新年会
日時：1 月 29 日（金）19 時 00 分～（会場受付：18 時 30 分～）を予定
会場については昨年度のラグナヴェール（個別サーブ方式）にて一旦検討を進める

4　ワインの夕べ
日時：10 月 29 日（木）予定。
会場：未定なものの去年と同じく「リーガロイヤルホテル　リモネ」を予定
　会場についてはいったん上記日程にて確保済。
　去年に引き続きソムリエの岡氏に依頼予定。岡氏の日程が確保でき次第上記日程にて確定。

5　モルック大会
日時：12 月頃を予定。
会場・開催方式共に検討を進める。

6　BBQ&キャンプ

日時：3/20（土）　-　3/21（日）

会場：追って確定

※　夕方頃から BBQ をしつつ、希望者はそのままキャンプにて宿泊

第３　本年度親睦企画一覧表

企画	実施予定日	主担当	副担当
新人歓迎会	5/22（金）	上杉	オール親睦
サマーフェス	8/28（金）	徳山	藤原、古谷
地引網	9/26（土）	稲生	松田
新人歓迎旅行	11/28（土）- 11/29（日）	鈴木	未定
当選祝賀会＆新年会	1/29（金）	杉野	未定
ワインの夕べ	10 月 29 日	森田	富井
モルック大会	12 月 or2 月頃を予定	田村	未定
BBQ&キャンプ	3/20（土）- 3/21（日）	上杉	未定

第４　本年度の親睦委員会

第 4 回　7 月 17 日（金）

第 5 回　8 月 7 日（金）次回　⇔　サマーフェス

第 6 回　9 月 11 日（金）　⇔　地引網

第 7 回　10 月 16 日（金）　⇔　ワインの夕べ

第 8 回　11 月 6 日（金）　⇔　新人歓迎旅行

第 9 回　12 月 4 日（金）

第 10 回　1 月 15 日（金）　⇔　当選祝賀会＆新年会

第 11 回　2 月 12 日（金）　⇔　モルック

第 12 回　3 月 12 日（金）　⇔　BBQ＆キャンプ企画

※第 12 回について 3 月 19 日（金）→3 月 12 日（金）に変更

以上

令和８年度若手会世話役打ち合わせ（５）

令和８年８月４日

参加者：富井和哉、杉野龍太、宮崎信二郎、徳山慶太、久井大輝、鈴木伸太郎、
中村佳菜、松田七海

１　これまでの年間スケジュール

・追いコン兼新人歓迎会（４月３０日）
→４０名以上（新人２２名）の参加で大盛況。

・ビジネスマナー研修（５月２０日）
→研修委員会との共催

・浦先生破産研修（６月４日）
→新人弁護士１９名が参加

・GVA　TECH 企画（７月９日）
→研修員会と共催。参加者４１名。

・BBQ（８月４日）
→参加１９名。新人も多数参加してもらった。

２　親睦委員会と共催のサマーフェス

日時：８月２８日（金）
開始時間：１９時００分～（受付開始時間：１８時３０分）
若手会世話役の協力者は１８時００分集合

３　スポーツ企画（担当松田）

中止となった阪神戦のチケットの争奪戦に参加するも惨敗
９月１日に再度中止となった試合の販売があるので、そちらに挑戦。

４　浦先生破産企画（２回目）

日時：１０月１日
近日中に告知

5　会派との共同企画（担当富井、副中村）
　法曹同志会、法友倶楽部と３会派合同イベント
　１１月中に江坂でサバイバルゲームを中心に調整中

6　夏以降の企画と担当者
　・競馬企画と忘年会（１２月５日）：(担当富井、副杉野)
　・会派対抗若手会ゴルフ（担当河野）
　・新年のイベント（担当徳山）

7　次回以降の世話役会議日程
　９月９日１２時～　Web 開催